

舟形町告示第35号

舟形町空き家・空き地バンク制度設置要綱を次のように定める。

平成25年7月1日

舟形町長 奥山知雄

舟形町空き家・空き地バンク制度設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、舟形町における空き家及び空き地の有効活用を通して、町民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、舟形町空き家・空き地バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 個人が所有し、町に存在する空き家及び空き地（空き家、空き地となる予定のものを含む）をいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家・空き地バンク 空き家等の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、町内へ定住等を目的として、空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き地バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録と申し込み等)

第4条 空き家・空き地バンクによる空き家等に関する登録を受けようとする所有者等は、舟形町空き家・空き地バンク登録申込書（様式第1号）及び、舟形町空き家・空き地バンク登録カード（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは空き家・空き地バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、舟形町空き家・空き地バンク登録完了通知書（様式第3号）を当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家・空き地バンクへの登録が適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家等の登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定による登録完了通知書を受けた者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、舟形町空き家・空き地バンク登録変更届書（様式第4号）を、町長に提出しなければならない。

(空き家等の登録事項の取消し)

第6条 登録者は、登録台帳に登録された空き家等を台帳から抹消しようとする時は、舟形町空き家バンク登録抹消届書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳の登録を抹消するとともに舟形町空き家・空き地バンク登録抹消通知書（様式第6号）により、当該登録者に通知するものとする。
 - (1) 登録者より登録抹消の届出があったとき。
 - (2) 当該空き家等にかかる所有権その他の権利に異動があったとき。但し、前条第1項による登録の変更届があった場合は除く。

(3) 登録から3年を経過したとき。但し、改めて登録申し込みを行うことにより再登録した場合はこの限りではない。

(4) 登録台帳の登録内容に虚偽があることが判明したとき。

(利用登録と申し込み等)

第7条 空き家等の利用を希望する者は、舟形町空き家・空き地バンク利用登録申込書（様式第7号）及び誓約書（様式第8号）に必要な事項を記入し、町長に提出しなければならない。但し、あっせん及び仲介等を目的とした空き家等に関する利用登録（以下、「利用登録」という。）の申し込みはできないものとする。

2 町長は、前項の規定による利用登録の申し込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当し、適当であると認めたときは、舟形町空き家・空き地バンク利用登録台帳（以下「利用登録台帳」という。）に登録するものとする。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、舟形町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

(2) 空き地を賃貸又は購入し、自らが居住するための住居を建築して定住又は定期的に滞在することにより、舟形町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

(3) その他町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、舟形町空き家・空き地バンク利用登録完了通知書（様式第9号）により当該申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

(利用登録事項の変更)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、舟形町空き家・空き地バンク利用登録変更届書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

(利用登録事項の取消し)

第9条 利用登録者は、利用登録台帳から登録を抹消するときは、舟形町空き家・空き地バンク利用登録抹消届書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家・空き地バンクの利用登録を抹消するとともに、舟形町空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第12号）を当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 利用登録者より登録抹消の届出があったとき。

(2) 利用登録者が、第7条第2項各号の規定に該当しなくなったとき。

(3) 利用登録者が、空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(4) 利用登録申込内容に虚偽があったとき。

(5) 利用登録から3年を経過したとき。但し、改めて登録申し込みを行うことにより再登録した場合はこの限りではない。

(6) その他町長が適当でないとして認めたとき。

(紹介等)

第10条 町長は、必要に応じて、登録者及び利用登録者に対して、登録台帳及び利用登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

2 町長は、登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で誠意をもって解決するものとする。

(個人情報保護)

第 11 条 第 4 条第 2 項及び第 7 条第 2 項の規定により、町が保有する登録台帳に記載する個人情報の取扱いについては、舟形町個人情報保護条例（平成 17 年条例第 3 号）に定めるところによる。

2 登録者及び利用登録者は、舟形町空き家・空き地バンク制度における個人情報の取り扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 舟形町空き家・空き地バンク制度から取得した個人情報にあつては、当該個人情報を町長の承諾なくして複写複製をしてはならないこと。
- (3) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 個人情報は、利用後速やかに廃棄又は消去その他適正な措置を講じること。
- (5) 個人情報について漏洩、き損及び滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。